

## せきてらすを核とした観光誘客業務仕様書

## 1 業務名

せきてらすを核とした観光誘客業務

## 2 業務目的

本業務は、市民と来訪者の交流や体験活動を支援し、豊かさと生きがいの感じられる地域社会の形成に寄与し、及びコンベンションその他の催事を通じて関市の産業等の発展に資することを目的として設置された施設である「せきてらす」を活用した観光誘客及び関市内での消費額増加を目的として実施するものである。

## 3 業務期間

契約締結日から参加者から提出された提案書類に示された期限までを基本とする。  
但し、業務の終期は令和5年度内とすること。

## 4 業務内容及び業務実施により期待する効果

## (1) 内容

せきてらすを核とした観光誘客に付随する一切の業務。

具体的な内容については企画提案書に記載された内容を実施するために必要な一切の業務をいう。

但し、業務タスク分担及び契約前協議において一般社団法人関市観光協会が実施することと決定した業務は除く。

## (2) 業務実施にあたり期待するもの

ア 施設来館者数の増加（市民と来訪者の交流促進）

イ 関市への来訪者数の増加

ウ 関市での滞在時間数の増加（市内周遊促進）

エ せきてらすの認知度向上

オ 関市ならでの企画

カ せきてらす内で行う体験メニュー等の定常化

## (3) 実施場所

提案書類に示された場所

但し、施設を使用する場合には、利用者の安全確保や周辺住民への配慮がされているものであること。

## 5 委託金額（上限額）

金 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

- (1) 委託金額には、業務を履行するために必要となる一切の経費（各種手続き、打合せに要する交通費等）を含むものとする。

- (2) 委託金額の支払いは、受託者から提出された業務完了届を一般社団法人関市観光協会にて受理後、受託者の請求に基づき行うものとする。

## 6 業務実施体制

- (1) 本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たっては一般社団法人関市観光協会と協議の上、その意図や目的を理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の全部または本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。この場合には、当該請け負いの相手先を関市内に主たる営業所を有する者及び一般社団法人関市観光協会の会員の中から選定するように努めなければならない。

## 7 手続書類の提出

- (1) 業務着手にあたり、以下の書類を提出し本市の承認を得るものとする。
  - ア 業務計画書（業務概要、業務工程、業務体制、組織図等を含む。）
  - イ 業務管理者届（経歴書）
  - ウ 業務担当者届（経歴書）
- (2) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するものとする。
- (3) その他、必要に応じて一般社団法人関市観光協会より手続書類の提出を求めることがある。

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、一般社団法人関市観光協会の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。
- (2) 業務実施にあたっては、都度、一般社団法人関市観光協会と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。  
また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、一般社団法人関市観光協会へ提出すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は一般社団法人関市観光協会に帰属するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない。

- (6) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、一般社団法人関市観光協会と協議のうえ決定することとする。